平成２５年（フ）第２０７号
愛知県豊橋市西岩田１丁目９番地の３
債務者　横井　勝人
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　健一
4　破産債権の届出期間　平成26年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１４２号
岐阜県多治見市小名田町１丁目127番地の２
債務者　水野　君子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　昌巳
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿屋市輝北町市成1143番地１、前住所鹿児島県鹿屋市輝北町諏訪原4000番地１
債務者　坂本　　仁
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２３８１号
札幌市南区南沢３条２丁目６番24号
債務者　小牧　一雄
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　直之
4　破産債権の届出期間　平成26年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８号
岐阜県中津川市千旦林１番地の58
債務者　幸脇　光夫
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　治彦
4　破産債権の届出期間　平成26年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４４９号
石川県野々市市扇が丘24番37号
債務者　ツーウェイアダバットこと　川本　栄子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　雅志
4　破産債権の届出期間　平成26年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９１２号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番409―102号
債務者　河井　志郎
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　破産債権の届出期間　平成26年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８４号
新潟市江南区曽野木１丁目１番３号　市営曽野木住宅えぞまつ棟553、住民票上の住所福島県南相馬市原町区雫字山畑150番地
債務者　高平美和子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３７号
茨城県日立市金沢町２丁目25番20―102号
債務者　チーマ・アルシャッド・マハムード（ＣＨＥＥＭＡ　ＡＲＳＨＡＤ　ＭＡＨＭＯＯＤ）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５５０８号
大阪市東成区深江北１丁目９番17―911号
債務者　横田　　**隆**
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長村みさお
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８６３号
大阪市城東区関目５丁目14番24号　202
債務者　辻田　伸至
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１６号
大阪府河内長野市美加の台５丁目28番12号
債務者　松尾　良一
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５６３号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目１番14号　ライフ天下茶屋北２階
債務者　森岡　章彦
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木部　徹之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６７号
北海道富良野市幸町６番22号　くまげらプレース２―203号
債務者　戸田　秀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４６７号
大阪府大東市諸福５丁目２番66号
債務者　川上慎太郎
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部